

建設工事の入札における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法の変更について

芳賀町総務課管財係

令和6年4月1日から建設工事の入札における最低制限価格及び、低入札価格調査制度における調査基準価格の算定方法が、次のとおり変更となりましたのでお知らせします。

1. 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法

改正後	改正前
<p>①直接工事費(ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額)に10分の9.7</p> <p>②共通仮設費に10分の9</p> <p>③現場管理費(ただし、建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えた額)に10分の9</p> <p>④一般管理費に10分の6.8</p> <p>①～④の合計金額 ※1万円未満の端数は切り捨て</p> <p>【金額の設定範囲】 上限金額: 予定価格の10分の9.2 下限金額: 予定価格の10分の7.5</p> <p>【算定式】 ・建築工事及び設備工事以外 制限価格 = (直接工事費 × 9.7/10) + (共通仮設費 × 9/10) + (現場管理費 × 9/10) + (一般管理費 × 6.8/10)</p> <p>・建築工事及び設備工事 制限価格 = [(直接工事費 × 9/10) × 9.7/10] + (共通仮設費 × 9/10) + [(現場管理費 + 直接工事費 × 1/10) × 9/10] + (一般管理費 × 6.8/10)</p>	<p>①直接工事費(ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.5を乗じて得た額)に10分の9.5</p> <p>②共通仮設費に10分の9</p> <p>③現場管理費に10分の8</p> <p>④一般管理費に10分の5.5</p> <p>①～④の合計金額 ※1万円未満の端数は切り捨て</p> <p>【金額の設定範囲】 上限金額: 予定価格の10分の9 下限金額: 予定価格の10分の7</p> <p>【算定式】 省略</p>

2. 適用時期

令和6(2024)年4月1日以降に入札公告または入札通知をするものから適用とする。